

## 3月定例教育委員会議事録

- 1 開催日 令和5年3月15日(水)
- 2 会場 会議室7A
- 3 開会 午後2時5分
- 4 出席委員 羽田明夫教育長  
山竹葉子委員(職務代理者)  
河江富男委員  
増田紀子委員
- 5 会議出席者 渡辺晃子 教育委員会事務局長  
増井太郎 教育総務課長  
池田純也 学校教育課長  
杉山佳丈 家庭・子ども支援課長  
小長谷恭彦 教育センター所長  
石上睦晃 学校給食課長  
小池善栄 図書課長  
書記 進藤敬 教育総務課参事
- 6 議事 別紙のとおり

羽田教育長	<p>【午後2時5分開会】</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>お忙しい中、3月の定例教育委員会に御出席いただき、ありがとうございます。それでは、3月の定例教育委員会を始めさせていただきます。本日の議事録署名人は「山竹委員」と「増田徹哉委員」となりますので、よろしくお願ひします。議事に入ります。議第19号 焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定及び議第25号 焼津市教育委員会等公印規程の一部を改正する規程について、説明をお願いします。</p> <p>(事前配付資料及び当日により説明)</p> <p>(説明概要)</p>
増井教育総務課長	<p>先月の定例教育委員会で組織の改正について、市長部局に協議を行うことで御審議をいただきました。その内容を受けて協議を行う中で、教育委員会に教育部と学校福祉部を設け、学校福祉部に子ども支援課、家庭支援課の2つの課を置くこととなりました。この組織の改正を受け、焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則を改正しようとするものです。第2条で「部」を置くことを規定しました。また2項で、子ども支援課に児童生徒支援担当を、家庭支援課に家庭支援担当と放課後支援担当を置くことを規定しました。3項については、総務担当についての規定となります。第3条については、これまで家庭・子ども支援課の所掌事務として規定されていたものを削除し、子ども支援課、家庭支援課の所掌事務を追加しました。第4条以下については、これまで教育委員会事務局長が置かれていたものを部長に改めるものです。</p> <p>焼津市教育委員会等公印規程の一部を改正する規程については、組織等が改正されたことによる公印の追加及び改正漏れを正すものとなります。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、お諮りします。議第19号 焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定及び議第25号 焼津市教育委員会等公印規程の一部を改正する規程について、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>

委員全員	異議なし。
羽田教育長	<p>ありがとうございました。それでは承認といたします。</p> <p>次に、議第 20 号 焼津市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について、説明をお願いします。</p>
増井教育総務課長	<p>(事前配付資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <p>新規の規則制定となります。個人情報保護法が改正(令和 5 年 4 月 1 日施行)され、国の行政機関や地方公共団体にも適用されることに伴い、市で条例を改正するとともに条例施行規則を定めました。そこで、教育委員会においても、実務を適正かつ円滑に行うために規則を定めます。焼津市個人情報の保護に関する法律等施行規則に倣うという内容となっています。</p>
増田徹哉委員	第 2 条の焼津市個人情報の保護に関する法律等施行規則の号番号が空欄となっている理由を教えてください。
増井教育総務課長	今後、市で規則が作られたところで付番されることとなります。
羽田教育長	<p>その他よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、お諮りします。</p> <p>議第 20 号 焼津市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	異議なし。
羽田教育長	<p>ありがとうございました。それでは承認といたします。</p> <p>次に、議第 21 号 令和 4 年度焼津市進学・進級時児童生徒教育費支援金支給要綱の制定について、説明をお願いします。</p>
増井教育総務課長	<p>(当日配付資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <p>令和 5 年 2 月議会において、補正予算として議決を経たことにより、要綱を制定するものです。内容としては、物価高騰等により家計への影響を受ける家庭の進学・進級を迎える新年度の準備のための教育費に係る経済的負担を軽減するため、経済的理由によって義務教育を受けることが困難</p>

	と認められる児童又は生徒の保護者に対し、支援金を支給しようとするものです。対象は、就学援助の受給者であり、金額は児童生徒1人あたり20,000円となります。申請は不要です。就学前の方も支援対象となります。
増田紀子委員	第2条第2号「その他教育委員会が特に必要があると認めたもの」とはどのような方ですか。
増井教育総務課長	新入学の児童生徒のうち、申請が間に合わなかったり、漏れてしまった者を救済するためにこのような規定を設けました。
増田紀子委員	何年も前の話になりますが、ランドセルや制服を買えないため、学校に通うことができないと申し出てきた保護者がいました。制度を知らない保護者もいるので、福祉と連携をして対応をしていただきたいと思います。
増井教育総務課長	入学前支給の制度について、広報や学校での周知を図っています。生活保護を受給されている方については、教育扶助を受給することができます。
羽田教育長	学校においても承知をしておりますが、教頭や事務職員が承知をしていることが大事であると思います。
羽田教育長	その他よろしいでしょうか。 それでは、お諮りします。 議第21号 令和4年度焼津市進学・進級時児童生徒教育費支援金支給要綱の制定について、承認することとしてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
羽田教育長	ありがとうございました。それでは承認といたします。 次に、議第22号 焼津市立中学校の特別支援学級の通学区域の変更について及び議第23号 焼津市立小学校及び中学校における学校指定変更事務取扱要綱の改正について、説明をお願いします。
池田学校教育課長	議第22号 焼津市立中学校の特別支援学級の通学区域の変更について説明いたします。現在、豊田小学校の自閉症・情緒の特別支援学級に在籍する2名と、現在は通常学級に在籍しているが、次年度から自閉症・情緒の特別支援学級に進学する同校の1名の児童が小学校を卒業します。この

	<p>3名には説明及び意向確認を行い、豊田中学校に自閉症・情緒の特別支援学級が設置された場合は、豊田中学校に進学したい希望があることを確認して参りました。特別支援学級の設置は、複数名の在籍が必要であります。3名の希望があったため、県教委への申請が受理され、来年度豊田中学校に自閉症・情緒の特別支援学級を設置する運びとなりました。豊田中学校への自閉症・情緒の特別支援学校の設置に伴いまして、焼津中学校の対象通学区域でありました「豊田中学校」を新たに設置した「豊田中学校」の対象通学区域に改定しようとするものです。これについて、令和5年2月16日に開催した、「令和4年度 第2回焼津市立小学校及び中学校通学区審議会」において、この改定に対して諮問し、「適当と認める」との答申を受けております。なお、施行は令和5年4月1日からとなります。</p> <p>次に、議第23号 焼津市立小学校及び中学校における学校指定変更事務取扱要綱についてご説明いたします。焼津市立小学校及び中学校における学校指定変更事務取扱要綱の第2条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に、(5) 対象児童生徒の兄弟姉妹が特別支援学級に在籍し、又は在籍することとなるため、当該兄弟姉妹が通学し、又は通学することとなる小中学校への通学を希望した場合、当該対象児童生徒の卒業まで許可する。を加えます。この追加により第3条ただし書中「第9号」の「第5号及び第10号」に改めます。この要綱の施行は、令和5年4月1日からとします。特別支援学級は、全ての小中学校に設置されているわけではないため、兄弟姉妹で別の通学区となる場合があります。児童生徒の保護者からは、同じ学校へ通学させる希望があります。保護者の負担軽減のため、許可する要件としてやむを得ないと考え、新たに同要綱第2条第5号に追加するものです。今までは、明確な基準がなく、該当する児童生徒が特別支援学級に在籍している兄弟姉妹と同じ小中学校へ通学を希望する場合は、焼津市立小学校及び中学校における学校指定変更事務取扱要綱の第2条第10号の「その他、教育委員会が必要と認めた場合は許可する。」で許可しておりました。統一した取り扱いを行うため、新たに同要綱第2条第5号に追加するものです。</p>
羽田教育長	<p>特別支援学級について、静岡県は拠点校方式を進めており、焼津市においても多くの学校にはありませんでした。しかし、昨今、特別支援学級に対する理解が広がってきたことや対象児童生徒が増加していることから、複数人いれば開設をすることができるようになりました。今後も推移をみながら、整備をしていくこととなります。</p>
羽田教育長	<p>その他よろしいでしょうか。 それでは、お諮りします。</p>

	<p>議第 22 号 焼津市立中学校の特別支援学級の通学区域の変更について及び議第 23 号 焼津市立小学校及び中学校における学校指定変更事務取扱要綱の改正について、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	異議なし。
羽田教育長	<p>ありがとうございました。それでは承認といたします。</p> <p>次に、議第 24 号 焼津子ども・若者支援地域協議会設置要綱の一部改正について、説明をお願いします。</p>
家庭・子ども支援課長	先ほど御説明をさせていただいたとおり、組織改編に伴い、組織の構成を規定する別表の家庭・子ども支援課を家庭支援課に変更しようとするものです。
羽田教育長	説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
	<p>(質疑なし)</p> <p>それでは、お諮りします。議第 24 号 焼津子ども・若者支援地域協議会設置要綱の一部改正について、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	異議なし。
羽田教育長	<p>ありがとうございました。それでは承認といたします。</p> <p>次に、報告事項の 1 番、令和 5 年 2 月市議会定例会一般質問について、説明をお願いします。</p>
渡辺教育委員会事務局長	<p>(当日配付資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <p>令和 5 年 2 月市議会定例会は、市議会議員選挙後、初の議会であり、フレッシュな顔ぶれで開会され、現在も会期中でございます。さて、教育委員会への質問について、代表質問が 3 人、一般質問が 6 人の議員からいただきました。それでは、お 1 人ずつ、御報告させていただきます。</p> <p>まず最初に、代表質問の 3 人から、順にご説明いたします。池谷和正議員からでございますが、「令和 5 年度の施政方針」の子育て・教育分野から、令和 5 年度より学校福祉部を設置することとなった経緯についてご質問をいただきました。まず市長から、子どもの健やかな成長のためには、家庭と学校だけではなく、地域や行政など、多くの人や組織が子どもとそ</p>

の保護者に関わることが大切であり、市長は以前から、学校生活に問題を抱える子どもに対して、教育的支援を強化、更に、その背景にある家庭問題への福祉的支援なども含めた一体的な支援を行うため、行政職員が加わることにより、多くの目で子どもを見守る体制が必要であると考えており、そのことが教員本来の責務である子供の成長に関わる仕事に専念できると思っていたとご自身の考えを述べた後、令和2年度以降の総合教育会議において、子どもやその家庭への支援について、検証を重ねた結果、より充実した組織に改編する必要があると判断し、教育委員会と協議を進める中で、専門的な知識を有する公認心理士や保健師を配置するなど、支援体制の充実強化を図るよう担当部に指示し、学校福祉部設置に至ったと答弁いたしました。次に教育長から、教育委員会として、学校福祉部設置の経緯について答弁いたしました。学校生活で顕在化する問題は、児童生徒自身だけでなく、家庭環境や生育歴などにも起因し、児童生徒の成長に大きな影響を与えているため、教育的な支援に加え、福祉的な支援が行える体制の整備が急務であり、総合教育会議を経て、令和2年度から教育委員会内に担当部署を設置し、成果を上げてきましたが、コロナの影響もあって、不登校児童生徒数の増加、個々の問題の複雑さや困難さが増していることなどの現状から関係部局の協力を得て、支援体制をより強化した学校福祉部を設置することとしたと答弁いたしました。次に、同議員からのご質問で、「こども家庭センターと学校福祉部の連携について」に対しまして、「こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行い、学齢期における支援は学校福祉部が主体となって対応し、常に情報の共有化を図ることにより、「こども家庭センター」と学校福祉部、それぞれの組織が緊密に連携しながら、全力で子ども達や子育て世帯の支援を行って行くところでは市長が答弁いたしました。

続きまして、鈴木浩己議員からは、「令和5年度の施策方針」から、本市の教材整備について、ご質問をいただきました。学校における教材の整備の現状だが、教育委員会事務局統括予算で事務局が整備しているものと、各学校に配当された予算で各学校が整備するものに分けられ、必要な教材を配備している。新学習指導要領の改訂や、技術革新等によって新たに教材として導入が必要なものについては、事務局において、一括して整備するなど、学校の要望を踏まえながら、計画的かつ効率的に整備していくと答弁いたしました。

続きまして、深田ゆり子議員からは、「市民の声と施政方針」から、まず、学校給食費の無償化について、ご質問をいただきました。本市においては、経済的理由により就学困難な児童生徒に対して、教育扶助や就学援助により支援を行っており、現時点において一律の無償化は考えていないと答弁いたしました。次に、同議員からのご質問で、学校のトイレに生理

用品の常備をについて、ご質問をいただきました。現在、保健室に生理用品を常備し、必要な児童生徒に対応している。女子児童生徒が、保健室の養護教諭や女性教職員へ相談することで、相談を受けた教職員がどのように困っているのかを知り、児童生徒一人一人に対し、心のこもった温かな支援や指導をすることにつながっていると答弁いたしました。

続きまして、一般質問に移ります。村松幸昌議員から、「ウィズコロナ禍における健康増進策」から、いくつかご質問をいただきました。

まず、小中学生の体力の向上について、児童生徒の体力低下がマスコミ報道されたが本市の現状と課題と解決策は何かという質問でございましたが、令和4年度の体力調査において、本市は小学5年生が男女ともに全国平均とほぼ同じであり、中学2年生は男女ともに全国平均を2ポイント上回る結果であったこと。ただし、どの学校にも運動が苦手な児童生徒はいるため、全てのスポーツの多様な楽しみ方やかかわり方を身につけられるよう授業を工夫していると答弁いたしました。次に、体育館内の換気の現状と問題点とマスク無し授業の考え方について、体育館には大きな扉や窓があるため、換気は十分できている、そして、マスク無しでの体育授業につきましては、文科省の方針に基づき、マスクを外すよう指導しているが着用については、個人の判断を尊重していると答弁いたしました。次に、地域クラブ活動事業の支えとなるマンパワーの育成と運営施設のあり方について、まず、事業円滑化に向けた強化策についてでございますが、指導者については、各競技連盟役員からの推薦を受け決定していること。連盟からの推薦だけでは指導者が不足する場合、広報や市のHP等で公募を行っていること。教育委員会主催で指導者研修会を行い、育成を図っていること。クラブの開設に伴う費用に対する助成を来年度予算に計上していると答弁いたしました。

次に、クラブ活動に参加する生徒等からの声と学校現場と地域指導者からの声についてでございますが、生徒からは「仲間との絆を深められた」、「学校ではできない種目を経験でき、楽しかった」、保護者からは、「焼津ならではの活動ができた」、「子どもが新しい体験ができて楽しそうだった」等の声が届いている。学校現場からは、生徒のニーズに応える活動が保障されることへの期待の声、指導者からは、自分が指導する競技人口の拡大に向けての期待の声が届いていると答弁いたしました。

続きまして、河合一也議員より、「学校福祉部」の新設から、いくつかご質問をいただきました。まず、組織体制と役割でございますが、学校生活に課題を抱える児童生徒や家庭の相談内容は複雑・困難化する傾向にあり、より迅速かつ適切に支援を行う必要があるため、児童生徒に対し、教育的な支援を行う子ども支援課と家庭に対して福祉的な支援を行う家庭支援課を配置し、機動的に対応する組織体制としていること、また、特別

な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、早期発見・早期対応が重要なことから子ども支援課内に巡回相談員を配置し、他の専門的知識を有する職員と相互に連携しながら、児童生徒に対する一体的な支援を行うと答弁いたしました。次に、専門分野の人材配置についてでございますが、複雑かつ困難化する傾向にある課題に対して、心理的な視点から助言や指導を行う公認心理士や健康面での相談や医療的な見立てを行う保健師、更には、福祉業務に精通した職員などを配置し、これまで以上に適切かつ寄り添った支援を行って行くことと答弁いたしました。次に、具体的な支援と期待される効果についてでございますが、現在の体制による職員に加えて、新たに配置する専門的知識を有する職員が専門性を活かし最も適した支援策を検討し、決定します。その支援策に基づき、家庭訪問などを行い、児童生徒とその保護者と信頼関係を構築しながら、それぞれの状況に応じた寄り添った支援を行っていく。また、より専門的な支援が必要な場合には、福祉事務所や児童相談所、医療機関など、様々な機関につなぐ支援も行う。こうした支援を行うことにより、児童生徒が落ち着いた生活を送ることができるようになるとともに、養育環境の改善や保護者の子育てに対する不安解消が図られるなど、課題解決に向け大きな効果が期待できると答弁いたしました。次に、8月を目途に設置予定のこども家庭センターとの連携についてでございますが、学齢期における支援は学校福祉部が主体的に対応し、より迅速な支援を行って行くが、こども家庭センターと常に情報共有化を図り、必要に応じて、ケース会議を開くなど、こども家庭センターと学校福祉部、それぞれの組織が緊密に連携しながら、全力で児童生徒やその家庭の支援を行っていくことと答弁いたしました。

最後、鈴木まゆみ議員より、学校給食の食材と給食センターの再編について、いくつかご質問をいただきました。まず、米の産地と栽培方法、小麦の生産国、牛乳のかわりに緑茶を提供することを検討できないについてでございますが、米は地産地消を推進するため、JA大井川様より、慣行農法で栽培された焼津産米を100%確保し提供している。小麦は国産、牛乳はカルシウムを多く含み、吸収率も高く、ビタミンB2や良質なたんぱく質なども摂取できることから、成長期の児童生徒にとり、栄養素をバランスよく効率的に摂取できる非常に大切な食品であり、他の食品に代えることは難しいと考えていると答弁いたしました。次に、学校給食センターの再編の進捗状況と調理方式を自校方式についてでございますが、再編は、令和元年度に策定された「焼津市学校給食センター再編方針」に基づいて進めており、現在、候補地や事業手法の調査、研究検討を行っており、調理方式についても、再編方針の中で、共同調理場を複数箇所整備することが決定されていると答弁いたしました。

羽田教育長	<p>説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>次に、報告事項の2番、『優しく、強く、愛しい人の育成』実践集について、説明をお願いします。</p> <p>(当日配付資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p>
小長谷教育センター所長	<p>12月定例教育委員会で、焼津市の教育の重点を引き続き「失敗や間違いを恐れない子、疑問を言える子」とし、市内の園・学校で教育を進めることをお伝えしました。学校教育課では、令和3年度から焼津市学校教育の重点を、「失敗や間違いを恐れない子、疑問を言える子」とし、実践集冊子1ページと2ページにあるように、具体的な取組として5つの柱を示し、各学校で、重点達成に向けた教育活動の推進をお願いしてきました。</p> <p>本冊子は、令和4年度の取組の実践をまとめたものです。後半部分は令和3年度の実践です。作成の意図は、学校教育の重点を意識し、子どもたちへの指導を組織的に粘り強くすすめて、重点を浸透させていくためです。私たちは学校訪問をさせていただく中で、素晴らしい実践をされている先生方や学校の様子をたくさん拝見しました。それらを焼津市の教職員全員で共有すると共に、5つの取組を具体的にイメージしていただくために作成しています。これらの実践は、それぞれ多くの参考となる部分がありますが、課題がないわけではありません。教職員一人一人のこれからの実践が、より大きな成果となるように、本実践の授業者等の意図を解釈した上で、多少の脚色を加えてあります。また、焼津市では、若手の講師を含めた教職員の数も増えてきています。しかし、若手教職員はもちろんのこと、すべての教職員が、本市で目指している、授業をはじめとする教育活動の中で、子どもたちが自ら判断し、自ら動き出すように意図的に働きかけ、その挑戦の過程で生じる困難やつまずき・失敗をとおして、真の強さや優しさを身に付け、人から愛される愛しい人へと成長するように、取組を具体的にイメージしていただけるように作成しました。本冊子のデータは、学校教育課のライブラリや、GIGAトップに掲載し、いつでも教職員が見ることができるようになっています。</p>
河江委員	<p>コミュニティスクールについて2年目を終えますが、進捗状況はいかがでしょうか。</p>

小長谷教育センター所長	今年度についても順次準備を進めています。来年度の焼津中学校区、大村中学校区で、全ての学校の準備が整います。
羽田教育長	<p>その他、御意見・御質問ありますか。 よろしいでしょうか。</p> <p>次に、報告事項の3番、いじめ問題への対応について、家庭・こども支援課長より説明をお願いします。</p> <p>(当日配付資料により説明) (説明概要)</p>
杉山家庭・子ども支援課長	<p>まず、小学校での2月の新たな「いじめ」の認知件数は16件で、その主な内容は、「叩いたり、蹴ったり、砂を掛けたり、ズボンをずらそうとした」などでありましたが、担任が丁寧に聞き取りを行い、指導を行っております。中学校の新たな「いじめ」の認知件数は17件で、「バカにするような言葉を言う、顔をビンタする、言い合いから首をつかむ」などがありました。小学校同様、適切に指導を行っております。次に、いじめ重大事態について、生徒の様子を報告いたします。まず、あゆみで学習支援と保護者面談を継続して行っている中学2年生の生徒ですが、少しずつ元気を取り戻しており、3年生から学校に行こうかなという発言もありました。次も、中学2年生の生徒ですが、修学旅行の班別学習の際は、班員と仲良く活動を進めています。また、クロームブックを活用した学習にも積極的に取り組んでいます。最後に、中学3年生の生徒ですが、被害生徒は三方ヶ原学園でも安定した生活を送っています。加害生徒も落ち着いた生活を送っています。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。 御意見・御質問がある委員は、発言をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>その他、御意見・御質問ありますか。 よろしいでしょうか。</p> <p>次に、報告事項の4番、最近の小中学校の状況について、説明をお願いします。</p>
池田学校教育課長	<p>(当日配付資料により説明) (説明概要)</p> <p>令和5年度入学式等について、始業式については、全小学校及び東益津</p>

	<p>中が4月7日に、東益津中を除く全中学校が4月6日に予定しています。</p> <p>入学式については、焼津東小、焼津西小が4月11日、焼津東小、焼津西小を除く全小学校は4月10日、全中学校が4月7日に予定しています。</p> <p>次に、新1年生の児童生徒数は、小学生1,012人、中学生1,104人を予定しています。</p> <p>焼津市教育論文についてです。本年度の応募数は、幼稚園保育園が2点、小学校が21点、中学校が6点でありました。優秀賞には、大井川南小の荒井久美子教諭の「ひとりひとりの特性に応じた指導～「変身プロジェクト」の取組～」、奨励賞には、豊田小小林直恵教諭、大井川西小風岡猛史教諭、豊田中鈴木裕乃教諭、旭町保育園中村智子保育士の論文が選ばれました。</p>
<p>杉山家庭・子ども支援課長</p>	<p>(当日配付資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <p>「2月の生徒指導関係」ですが、まず、不登校については、小学生は151人、中学生は221人です。次に問題行動ではありますが、小学校は18件で、授業放棄が4件、生徒間暴力が4件、その他粗暴が6件などであり、中学校は28件で、生徒間暴力が7件、ネットトラブルが5件、授業放棄が3件、その他粗暴が4件などでありました。</p> <p>次に交通事故については、小学生2件、中学生2件、合計4件あり、4件とも自転車と自動車の接触事故でありました。最後に不審者については、6件ありました。子どもたちには注意喚起を図るとともに、保護者、警察とも連携して安全確保に努めてまいります。</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問がある委員は、発言をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>その他、御意見・御質問ありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>次に、報告事項の5番、令和5年度焼津市立図書館の休館日について、説明をお願いします。</p>
<p>小池図書課長</p>	<p>(事前配付資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <p>図書館の休館日は、焼津市図書館条例第5条に規定されており、まずは、月曜日で、月曜日が祝日法の休日になるときは、その翌日以後の最初の祝日法の休日でない日となり、次が年末年始です。3つ目が館内整理日</p>

	<p>で、毎月の第4金曜日となっていますが、焼津図書館と大井川図書館の両館を同時に閉館することなく、どちらかは開館するように設定しています。焼津図書館は、毎月第4金曜日で、その日が休日にあたる場合は、一週前の金曜日としており、2月16日(金)がこれに該当します。大井川図書館は、毎月月曜日以外の最終の平日で、その日が第4金曜日にあたる場合はその前日としており、4月27日(木)と7月27日(木)がこれに該当するほか、単独館として、空調設備、地下灯油タンクなどの施設管理上の必要から、年度末前の工事対応として、館内整理日を利用して連休を設けており、1月30日(火)がこれに該当します。4つ目が特別整理期間で、蔵書点検のため焼津図書館が5月22日から27日までの6日間、大井川図書館は、この期間に合わせて館内の照明の付け替え工事を行うため、少し長めに設定し、9月25日から10月3日までの9日間となっております。これにより、令和5年度の開館日数は、焼津図書館が293日、大井川図書館が291日となります。</p> <p>説明が終わりました。 御意見・御質問がある委員は、発言をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>その他、御意見・御質問ありますか。 よろしいでしょうか。 次に、議事日程にはありませんが、総合教育会議において御協議をいただいております「焼津市教育ICT利活用推進計画」の説明を加えさせていただきます。</p> <p>(当日配付資料により説明) (説明概要)</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>池田学校教育課長</p> <p>これまで、総合教育会議の中で、ご協議いただいたご意見等を参考に、改定を重ね、利活用の進捗具合を活用頻度のみで判断するのではなく、子どもの情報活用能力の定着で図ること、目標についても、児童生徒の情報活用能力の育成及び、教員のICT活用指導力の育成とし、各教員が取り組みやすい計画に改定いたしました。今後も必要に応じて改定をおこなって参りますが、ここに2.0版が完成しましたので、来年度からは、この2.0版をもとに、各校でICTの利活用を進めて参ります。</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>説明が終わりました。 御意見・御質問がある委員は、発言をお願いします。</p>

<p>増井教育総務課 長</p> <p>羽田教育長</p>	<p>(質疑なし)</p> <p>その他、御意見・御質問ありますか。 よろしいでしょうか。 次に、その他として、令和5年度教育委員会等の日程について説明をお願いします。</p> <p>(事前配付資料により説明) (説明概要)</p> <p>定例・臨時教育委員会、総合教育会議の日程については、記載のとおりとなります。総合教育会議について、今年度同様少し早めさせていただきました。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、以上で本日の議事は、すべて終了しました。次回の開催予定は、4月19日(水)午後3時30分から予定しています。会場は、会議室7Aで行います。</p> <p style="text-align: right;">【午後3時20分閉会】</p>
-----------------------------------	---